

第 1 6 1 2 回 島根県教育委員会会議録

日時	令和 3 年 11 月 11 日
自	13 時 30 分
至	16 時 20 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

— 公 開 —

(議決事項)

第18号 行政手続における押印等の見直し等に伴う島根県教育委員会規則の一部改正について (総務課)

_____以上原案のとおり議決

(報告事項)

第46号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

第47号 令和3年度地方教育行政功労者表彰について (総務課)

第48号 島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則の一部改正について (学校企画課)

第49号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について (教育指導課)

第50号 令和2年度生徒指導上の諸課題に関する状況について (教育指導課)

第51号 特別支援学校視覚障がい教育・聴覚障がい教育専任教員の認定及び配置について (特別支援教育課)

第52号 令和3年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について (保健体育課)

第53号 令和3年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について (文化財課)

_____以上原案のとおり了承

— 非公開 —

(議決事項)

第19号 令和4年秋の叙勲候補者の推薦について (総務課)

第20号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

_____以上原案のとおり議決

(承認事項)

第7号 県立学校教育職員(管理職)の人事異動について (学校企画課)

第8号 教職員の懲戒処分について (学校企画課)

_____以上原案のとおり承認

(報告事項)

第54号 令和3年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

第55号 令和3年度11月補正予算案の概要について（総務課）

第56号 令和3年人事委員会勧告及び報告の取扱いについて（総務課）

第57号 交通事故に係る損害賠償について（社会教育課）

—————以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題、報告第55号
福間参事	公開議題
佐藤教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題、報告第55号
大野学校企画課長	公開議題、議決第20号、承認第7号・第8号、報告第55号・第56号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題、報告第55号
舟木保健体育課長	公開議題
野々内社会教育課長	公開議題、報告第55号・第57号
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題、報告第55号
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	8 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	2 件
	承認事項	2 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
署名委員	原田委員	

議決第18号 行政手続における押印等の見直し等に伴う島根県教育委員会規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 1の1ページをお願いします。まず、1 改正理由についてであるが、現在、県民サービスの向上等を目的として、行政手続における押印、署名の見直しを全庁的に進めているところである。ここでいう押印、署名だが、県民から県へ提出する書類への県民の押印や署名、県で作成する文書への公印等の押印、庁内の手続における押印など様々なものがある。今回の見直しの主眼となるのは、県民サービスの向上の観点から、県民から県へ提出する書類への押印や署名となる。県教育委員会においては、県立学校において生徒や保護者から提出される書類、社会教育施設の利用者から提出される書類などが対象となる。これらの書類のうち、規則において押印等を求めているものについて、規則の改正が必要となることから、このたび付議するものである。なお、関係する規則の数が多くあり、所管課も複数にまたがることから、一括して説明する。点線の囲みで〈見直しの基本的な考え方〉をお示ししている。法律又は政省令に押印、署名の根拠があるもの、実印又は実印相当の署名により本人確認を行っているもの、契約書、請書などを除き、押印等を廃止するというものである。法令上に根拠がないもの、本人確認の効果も薄いものなどは、基本的に廃止をするということになる。こうした考え方に基づき、先ほど申し上げた今回の改正の主眼である、県民から県へ提出する書類への押印等を見直すものであるが、同じ規則の中に、これとは別の視点のもの、たとえば県で作成する書類への公印等の押印や庁内手続における押印などが含まれる場合には、今回併せて改正を行う。公印については、今回改正する規則において、証明に係る書類（卒業証書等）を除き、基本的に廃止する。

続いて、添付している別冊資料をお願いします。関係する規則について、改正規則や新旧対照表、様式をまとめたものになっている。今回、改正する規則が全部で17本と多く、資料のページ数もかなり多いものとなった関係から、この別冊資料の概要という形で、別紙1、別紙2でまとめているので、そちらを中心に説明する。

それでは1の2ページをお願いします。これが別紙1となるが、該当の規則の一覧となり、各規則の改正の概要等についても併せて記載している。1の3ページから1の6ページまでが別紙2となる。これは改正する様式を一覧にしたものとなる。表頭の改正内容の

押印等の廃止欄に、県民から県に提出する書類の見直しのうち、押印を廃止するものを○印、署名を廃止するものを△印で示している。それ以外の改正がある場合は、隣のその他の改正欄に記載している。また、別冊資料の該当ページ数も記載しているので、併せて御確認いただきたいと思う。なお、別冊資料の新旧対照表の記載について補足説明する。新旧対照表といえば、一般的に承知いただいているのは、改正前と改正後をそれぞれ対比して見える形でお示しするが、今回は、改正内容のほとんどが押印の廃止であるため、改正前の様式に朱書で見え消しをする形、たとえば×印を付すなどしている。

それでは別紙1、別紙2を使い、具体的な改正内容について御説明するが、時間に限りがある関係から、主な部分をかいつまんで御説明する。1の2ページにお戻りいただきたい。まず、No.1 島根県教育委員会会議規則である。県民の方から教育委員会に提出する請願について、押印を廃止するものである。この規則には様式の定めがなく、本文に押印について規定があるので、当該規定を削除する改正を行う。別冊資料の1の2ページに新旧対照表があるので、併せて御確認いただきたい。No.2は公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則である。法に基づく公益信託の引受けについて、引受けを希望する法人等が提出する書類への押印を廃止するものである。No.3、No.5については、教員免許に関する規則になる。教員免許の交付や更新等に関して提出される書類につき、本人の押印を廃止するものである。No.4、No.6～9については、県立高校や特別支援学校における諸手続に係るもので、主に生徒や保護者から提出いただく書類についての見直しとなる。こちらについても、最初に御説明した<見直しの基本的な考え方>に基づき、押印や署名の見直しを行うことが基本とはなるが、一部改正せず継続するものもある。ここで、1の4ページ、1の5ページの別紙2の表の備考欄を御覧いただきたい。No.6 島根県立高等学校規程、No.8 島根県立特別支援学校規程について、署名は継続としている書類がいくつかある。これらは、従来、署名・押印の両方を求めていたところ、今回の改正により押印は廃止し、署名のみを継続とするものである。これらについては、入学願書や退学届など、児童生徒の学籍に関わる書類であることから、できる限り本人確認のレベルを落とさない対応とする意味で、署名のみ継続する。押印については、従来求めているのが認印であり、これまでも本人確認としての効果は薄いことから廃止する。また、公印（学校長印等）についても、多くは教育委員会内部の手続に係る書類であることから、基本的には廃止とするが、卒業証書への学校印、学校長印などは、事実の証明としての意味合いを持つものであることから継続する。1の2ページにお戻りいただきたい。No.10社会教育主事の資格の認定に

関する規則についてである。資格認定申請書への本人の押印を廃止するものである。なお、職務内容証明や資格認定に係る押印については、事実の証明に係るものとして継続する。

No.11、No.12そしてNo.15からNo.17までについては、教育委員会が所管する社会教育施設に関して、主に施設利用者から施設に提出いただく書類に係るものである。これも、最初に説明した〈見直しの基本的な考え方〉に従い、押印を廃止する。このうち、No.12、No.15からNo.17までについては、指定管理者の指定に係る申請様式がある。これらについては、全庁的な方針として、押印は廃止し、印鑑証明書の添付も求めないとされたことから、それを踏まえた改正としている。No.13博物館の登録に関する規則、No.14島根県文化財保護条例施行規則については、それぞれ博物館の設置者からの申請・届出や、文化財指定に係る所有者の同意書への押印について、廃止するものである。以上が改正の内容となる。

別紙1に旧様式の経過措置の欄があるが、こちらは、改正前の規定により作成した、いわば作り置き用の紙（押印欄が入っている用紙）を、当面の間、取り繕って使用することができる旨を附則に規定している場合、この欄に「有り」と記載している。そうした作り置き用の紙がなく、特段の経過措置が不要なものには当該規定は設けていない。また、別紙1の一番右側に施行年月日の欄がある。県民生活への影響を考慮し、年度途中で改正することが適当でないものは、令和4年4月1日としている。こちらは、主に学校関係の手続を想定しており、学校については年度ごとで対象者が入れ替わるというところがあるので、年度途中でやり方を変えるのではなく、年度で区切ったほうが、周知等もスムーズで混乱が少ないとの考えに立って整理したものである。一方、主に社会教育施設の利用等に係る規則については、年度で区切る必然性が乏しく、県民サービス向上の点からも早期に施行することが適当であると考えているので、現在公布を予定している、11月19日をもって速やかに施行することとしている。

最後に、資料にはないが、補足として申し上げる。今回、多くの手続について押印の廃止を行うこととするが、そもそも書類に押印を求める趣旨は、本人確認を確実に行うこと、即ち、他者によるなりすましでの提出を防止し、差出人本人の意思によって作成されたことを確認するものであると理解をしている。今回、たとえば認印のような、本人確認としての効果が薄い押印について廃止することとしているが、一方で、本人確認を適切に実施することの重要性は、これからも変わらないところである。このことへの対応として、たとえば、学籍に関わる書類では署名を継続するといった選択も御説明した。しかしながら、この署名による確認もあくまでも副次的な意味合いであり、たとえば退学届であれば、

現実の運用では、本人との対面等により、間違いなく本人の意思であることを確認したうえで書類を受理しているし、当然にこうした運用は今後も変わるものではないと思っている。多くの手続で、単純に書類の提出のみをもって進めるのではなく、必要に応じて相手方との対面や電話等でのやりとりによって、本人確認を確実にしながら手続を進めてきており、そのことは今後も変わらないものと考えている。

———原案のとおり議決

報告第46号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 2ページをお願いします。今回御報告する対応については大きく2点ある。

まず、1. 県立学校における感染症対策である。前回10月11日のこの会議で、県立学校における感染症対策の強化徹底として、新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドラインの内容を一部変更・追加し、対策を強化したことを御説明した。その後、資料に記載しているとおり、本県の感染状況がステージⅢ相当からⅡ相当となったことや、本県含め全国的に新規感染者の発生などの感染状況が改善されてきたことなどを踏まえ、このタイミングで同ガイドラインの強化内容を廃止したところである。今後に向けては、コロナの動向を注視しながら、対策強化前のガイドラインの内容に沿って、引き続き基本的な感染症対策に取り組んでいく。そのことも周知徹底していく。

次に、2. 新型コロナウイルス感染症対策調整費による対応についてである。この予算は、総務部財政課で措置され、新型コロナウイルス感染症の影響により緊急的に対応が必要な支出に充てるものとなっている。今回は2点ある。まず1点目は（1）社会教育施設の感染症対策である。県立図書館及び少年自然の家において、さらなる感染防止対策を講じるものである。飛沫防止用のパーテーション、非接触型体温計や消毒液スタンドなどの設置を行うもので、執行見込額は、2施設合計で1,700万円余である。2点目は（2）少年自然の家設備修繕である。現在、同施設は、宿泊療養施設の一つとして、必要に応じ、その利用に供しているが、今後もその利用が見込まれた場合の安全な施設運営のため、また、コロナ禍における野外活動等の安全な実施のため、老朽化している非常用発電設備や分電盤等の電気設備、電柱や外灯の取替修繕を行うもので、執行見込額は3,200万円余である。今回報告分の執行見込額の合計は、5,000万円余である。

———原案のとおり了承

報告第47号 令和3年度地方教育行政功労者表彰について（総務課）

○小畑総務課長 3ページをお願いします。地方教育行政功労者表彰は毎年、教育行政において、その功績が顕著な教育委員会委員や教育長を文部科学大臣が表彰する制度で、この10月に、国から、本県の表彰者の決定について公式の連絡があったところである。

決定があった方は2名であり、元松江市教育委員会教育長の清水伸夫さんと、元浜田市教育委員会教育長の石本一夫さんである。資料にも書いてあるが、簡単に御紹介すると、清水伸夫さんは、松江市教育委員会教育長として、小中一貫教育を推進されたほか、地域や保護者の方々と十分に議論を深めながら、小・中学校の規模・配置の適正化を進められた。また、市立小・中・義務教育学校の全クラスへのICT教育機器の配備や、学校図書館司書の全校配置による図書館活用教育に取り組み、児童生徒の学力向上に努められた。次に、石本一夫さんは、浜田市教育委員会教育長として、一人ひとりを大切にする教育を教職員と連携をとりながら推進された。また、教育施設の改善に力を注がれたほか、浜田市立学校統合計画（案）及び公立幼稚園の今後のあり方（案）を策定、公表するなど、浜田市の教育の将来像を形成する基礎を築かれた。なお、この表彰は、前年度末時点での経験年数を基準とするものであるため、資料に記載の在職年数は令和3年3月31日現在としている。表彰式は、資料中の2に記載の日程で開催された。

———原案のとおり了承

報告第48号 島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則の一部改正について（学校企画課）

○大野学校企画課長 資料の4の1ページをお願いします。市町村立学校の教職員に関する人事異動方針細則、いわゆる人事異動ルールの一部改正について御説明をする。人事異動に関しては、全県の視野に立った適材適所を実現する必要がある、毎年度、方針を定めて運用してきている。来年度に向けた大きな方針は、先般9月の教育委員会会議で決定いただいております、今回はそれに基づく細則の見直しについて御報告を行うものである。

まず、1に記載のとおり、現行の細則は教員の極端な地域偏在、とりわけ県西部、隠岐での教員不足等に対応するために、平成12年度から施行されている。その中では2に記載している3つの勤務を行うことが定められている。①が他地域勤務、これは生活の本拠地から遠い地域での勤務をいただくものである。出雲地域から石見・隠岐地域への異動を促進するという趣旨である。一方で、石見地域・隠岐地域の方については、その地域で人

材不足が顕著であるので、出雲地域に出ていくということではなく、地元のへき地学校勤務でこれに代えるというルールになっている。なお、ここでいう出雲地域・石見地域・隠岐地域の定義は、※に記載のとおりである。②がへき地学校勤務、これは生活の本拠地から比較的近い場所のへき地学校への異動を促進するものである。③が本拠地勤務、これは本拠地のある市郡での勤務を行っていただくというものである。この3つの勤務を規定することで、人の得難い地域、へき地学校での勤務を促進しながら、教員に多様な経験を積んでいただいて資質能力の向上を図ろうという趣旨である。

3が現状と課題である。現行細則によって教員の地域偏在の解消等に一定の効果が見られているが、今後とも新規採用者の多くが、松江市、出雲市を本拠地とするため、地域偏在は完全には解消されない見込みである。このため、矢印で記載しているが、これまでの他地域勤務、へき地学校勤務自体は継続する必要がある、石見・隠岐地域の者が基本的に自管内で勤務するという取扱いの継続も必要だと思っている。加えて、新たな課題が生じているので、これにも対応していく必要がある。まず課題①、ここ20年間、石見・隠岐地域で教員のポスト数が減っている。一方で新規採用者は増えており、その多くが出雲地域出身であるので、出雲地域から石見・隠岐地域への異動が難しくなっているという状況がある。このため、出雲地域の者が他地域勤務を行えるエリアをより広げていく必要がある。課題②は出雲地域での大量退職に加え、それから出雲地域の方は他地域勤務やへき地学校勤務ということで外に出て行くことになるので、それに伴って出雲地域の平野部、いわゆる都市部での人材不足が今度は深刻化しているという状況がある。このため、出雲地域から他地域、へき地に行った人がなるべく早く出雲地域に戻ってくるようにすることも進めていく必要がある。課題③は、石見・隠岐地域について、地域限定枠での採用などによって人材不足はやや改善しているが、その中でも特に隠岐島前における人材不足が引き続き深刻な状況にある。課題④はへき地学校についてである。児童生徒数の減少・学校統廃合によって、へき地学校のポスト数が大きく減少してきており、へき地学校勤務がなかなか解消できないという事態が生じている。また、その他の課題として、たとえば新規採用者の受入れが出雲地域に偏っており、一部の学校で年齢構成にアンバランスが生じているということや、また、運用上の課題として、異動希望を聴取するときに、非常に狭いエリアや限定した学校を記載される方がおられ、円滑な人事異動、公平性確保、人材育成促進にあたっての障害が一部生じているということがある。こういった課題に対応するために今回改正を行いたいと思っている。

4 改正概要について、まず（１）基本方針である。教員の得難い地域、市町村、学校への異動を促進するという現行細則の趣旨は維持しながら、先ほどの課題の解決を行っていきたいと思っている。（２）改正後の適用時期であるが、基本的に令和５年度、令和４年度末人事異動から適用することとし、ただし一部の規定については１年前倒しで適用することにしている。（３）改正内容であるが、ここで※をつけている事項が１年前倒しで適用するものになる。まず、他地域勤務に係る事項として６点挙げている。①が新規採用時の扱い、これまで新採時の勤務は他地域勤務と認めていなかったが、新採時であっても他地域勤務として認めていくということである。これによって、他地域勤務を行う時期が分散されることで、より他地域勤務が解消しやすくなるということと、年齢構成がアンバランスになるということの解消につながるとしている。②が出雲教育事務所管内の者から見た「他地域」の範囲を広げるという改正である。石見地域については、従来は浜田以西というふうに定めていたが、大田市を除く石見地域というふうに変更することで、江津市・邑智郡も対象エリアに含まれるようにしようというものである。③が松江教育事務所管内の者の扱いである。松江教育事務所管内から見た場合には、従来から石見地域全般が他地域という扱いになっていたが、より遠くに行くと他地域勤務必要年数が４年から３年に短縮されるという特例があった。この特例地域を従来の浜田以西から、江津市・邑南町以西という形でエリアを広げるというものである。それから④出雲地域の者の特例地域を作っていくということである。出雲地域の中でも、奥出雲町・飯南町については、県西部・隠岐と同じように、人が大変得難い地域であるので、ここを特例地域として、他地域勤務と同様に扱うことにしている。それから⑤が隠岐地域についてである。島後・島前間を特例地域と位置付けて、相互の人事交流を行うことで、教員の得難い島前地域での人材確保を促進するというものである。⑥が石見地域の者の他地域勤務に代わるべき地学校勤務についてである。石見地域の者については、他地域勤務を行う代わりに、地元のへき地学校勤務を行っていただくということになっている。従来、生活の本拠地を置く教育事務所管内のへき地学校ということであったが、特に益田管内ではへき地学校数が相当減ってきており、解消が困難という状況があるので、これを石見地域にあるへき地学校というふうに範囲を広げる改正を行う。次にへき地学校勤務に係る事項である。まず①について、他地域勤務を行った者が、再度他地域勤務を行った場合は、この２回目の他地域勤務をへき地学校勤務と評価できるという特例があった。これを今後は、引き続き再度のへき地勤務、具体的には４年他地域勤務を行った後に、そのまま４年その場所に残って他地域勤務

を行うという場合には、この特例を適用しないこととし、出雲地域になるべく早く人が帰ってくるようにしたいということである。それから②が、へき地学校の減少に対応するために、へき地学校勤務に代えることができる特例指定校というものを新たに作るという改正である。これはへき地学校以外でも、人材確保が必要な学校があるので、そういうところで通算6年勤務を行っていただければ、へき地学校勤務を解消したことにできるというものである。具体的な対象の学校については、管内の市町村教育委員会の合意を得て、県教委として指定することを予定している。それから、運用上の変更点として、異動希望調書の記入方法の見直しを行う予定である。これまで異動希望については、かなり自由度の高い形で記入されていたが、今後異動を希望する場合は、新市町村等单位で第3希望まで記入することとし、第2希望までは必須という形にしたいと思っている。狭いエリア、学校名の指定は、基本的にできないということである。一方で、家庭の事情などへの配慮は引き続き必要であるので、そういう希望を書く欄は設けて引き続き配慮を行っていく。

(4) 改正における配慮事項である。今回改正する内容の勤務を過去に行っていた者、現在あるいは改正時点で行っている者がいるので、その取扱いを定める必要があり、特に、現在勤務している者に不利益が生じないようにする必要がある。それから複雑な改正になっているので、混乱が生じないように、変更点の明示、丁寧な説明を行っていきたいと思っている。

5 改正のスケジュールである。これまでの経過としては、7月末に事務局としての改正案を取りまとめ、8月上旬から市町村教育委員会への説明、調整を行い、9月から職員団体にも説明し、10月に令和4年度の細則を決裁し、市町村教育委員会に通知、資料送付を行っている。市町村教委には、令和5年度の改正予定である内容を含めてお知らせをしている。今後、令和4年3月末に向けて、令和4年度細則による人事異動を行い、令和5年度の異動については令和4年10月に細則の決裁、市町村教委への通知、資料送付を行い、令和5年3月末に向けて、人事異動を行っていきたいと考えている。

○朋澤委員 西部のへき地学校を見た時に、けっこう複式学級が多いように感じるが、複式学級の研修について、年間を通して決まったものがあるか。

○大野学校企画課長 複式学級については指導のマニュアルもあり、へき地学校の担当者を対象とした研修も適宜行っている。

○朋澤委員 先ほど、新規採用時における他地域勤務という話もあったが、たとえばへき地学校が初任地というのは大変だと思う。複式学級についても、その学校がずっと複式と

いうわけではなく、複式の学年もあつたり、次の年度になって複式が解消されたりとか、なかなか学校の中の学級編制も複雑になっている。新任の方にも対応していただけるとありがたいが、やはり1年間はなかなか学校の様子が分からないこともあるかと思うので、学校の中での研修等もあるとは思いますが、そこは管理職の方を中心に支えていただけるような学校体制ができるようお願いしたい。

○大野学校企画課長 新任者の取扱いについて、これまで新任者からは異動希望を聞かずに、任意の場所に配置するというを行っていたが、今回、新任者でも他地域勤務と評価できるようにすることに伴い、本人から採用前に希望を聞いて、そこで早めに他地域勤務を解消したいという希望があれば、それを認めていくということである。希望もしていないのに、無理矢理慣れない地域に行かせるという趣旨ではないので、そこは丁寧に把握しながら運用していきたいと思う。

○池田委員 改正内容の⑤、隠岐地域の者の他地域勤務特例地域の新設について、従来も隠岐ルールというのがあるが、それはそのまま残して新設ということなのか。また、先日隠岐地域での学力育成会議のときに、島前の教育長・教育委員の方は、やはり年齢層のアンバランスのことをとても強調しておられた。そして、島後から島前に行く場合、教育長がよく「1人の先生も辞めさせない」ということを言われるが、どうしても介護等で辞めざるをえない先生が出たという事実もあるので、今回のこの「新設」の中身をもう少し詳しく教えていただきたい。

○大野学校企画課長 まず、ルールのことを申し上げると、県教委としては、御指摘の隠岐地域のルールというのはこれまで定めていなかったが、隠岐地域のいわゆるローカルルールのような形で取扱いが定められており、島前・島後間での人事異動を促進するということが行われていた。今回はその独自ルールも踏まえながら、県教委全体のルールとしてこれを位置付けているが、基本的にはこれまでのいわゆるローカルルールを少し緩やかにした形のものである。このため、これまでどおりの勤務を行っていただければ問題ないと考えており、これまでのローカルルールを済ませた方については、今回のルールは適用されない扱いとすることとしている。それから、先ほど、島後の方が島前に行くということで、仕事を辞めざるをえない場合もあるという御指摘をいただいた。これは、当然人事異動の時期には、家庭の事情等については詳しく聴取することにしており、先ほどのローカルルールについて申し上げますと、島後から島前に行けない方は、たとえば特別支援学級で代わりの勤務を行うといった特例も定められていると聞いている。そういうものを含めて、

全体としてきめ細かい対応するというのは変わらないと思う。

○池田委員 今まで独自にローカルルールとして行っていたものを、県教委のきちんとしたルールとして取り上げるということによろしいか。

○大野学校企画課長 そういうことである。

○原田委員 細則の一部改正はよく考えられていると思う。お伺いしたいのは、新規採用者が石見や隠岐の方が少なく、松江・出雲が7割という状態で、これは今に始まったことではなく、ずっと前から松江が多くて、県西部の方が少ないという状況なので、これが何とかならないだろうかという気持ちがある。たとえば、県議会の先生方からも、理系の学生とか、医者不足なので医者を育成しようという意見はよく聞くが、教員を育てようとか、高校生が先生に憧れて教育学部の教員養成課程に行くというような流れの後押しみたいなことが、何か教育委員会としてできないものかと思う。なかなか難しいとは思いますが。教育学部だけが教員になる道ではなく、他の学部からも単位を取って教員になる例外はあるし、私も違う学部から教員になったので、何も教育学部ばかりではないが、もっと高校生にいろんな職業、教育に特化してというわけでないが、これだけやはり県西部が少ない状況の中で、ずっと県が少ない少ないといって終わることなく、県西部、あるいは東部も含め、子どもたちにもっと魅力的に教職というものを捉えてもらい、子どもたちが目指すような後押しというか、何か方策があったらいいのかなと、今回の資料を読んでいて思ったところである。

○大野学校企画課長 大変重要な指摘だと思っている。教員採用に当たっても地域限定枠として、隠岐地域・石見地域限定枠を設けて運用しているし、高校生を含めた教員志望者を増やしていく取組も行っている。特に今年度からは、新たな取組として、高校生を対象にした教員志望セミナーを島根大学と連携して行っている。御指摘のように、県西部での教員不足が深刻であるので、今年度は益田高校、浜田高校2校で実施している。来年度に向けてさらにその成果を踏まえて取組を発展させていきたいと思っているので、また御指導いただけると幸いである。

———原案のとおり了承

報告第49号 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症等への対応に関わる方針について（教育指導課）

○木原参事 5ページをお願いします。公立高等学校の令和4年度入学者選抜についてであ

るが、先月10月25日に詳細な実施方法などについて要綱を定め、ホームページで公表するとともに、各市町村教育委員会や中学校など関係方面に資料を送付したところである。この要綱により、通常のスケジュールで選抜を進めていくところは通常どおり実施していくが、新型コロナウイルスの影響などが今後懸念されるところである。こうした不測の事態が生じた場合の対応について、昨年度の対応に合わせて今回方針を定めているので、その内容の御報告である。

まず1の趣旨であるが、新型コロナウイルス感染症等の状況を考慮して、受検生の不利益が生じないように対応を定めるというものである。

2の推薦選抜等における対応である。こちらは検査そのものは1月中旬に実施を予定しているが、この際に、まず(1)であるが、特に隠岐地域の学校への移動など、受検に当たって移動する際に、感染リスクが懸念されるという状況を考慮して、松江での検査会場を設置する。これについては②のように、各高等学校が会場の設定を判断するが、その実施日は③のように、令和4年1月18日、19日の両日ということにしている。また④のように、そこで実施する検査は対面での面接ということを予定している。ただし、状況によってはオンラインの実施も認めることになる。また、次の(2)であるが、感染の状況により、推薦選抜等の検査を学校会場で実施することが困難になったような場合には、学校以外の公共施設で実施することがあるということ。それから(3)のように、コロナウイルスの罹患等により、推薦選抜等の検査を受検できなかった場合には、1月24日に別の実施日として検査の日を設定する。この場合、松江会場を設定することもある。さらに(4)のように、国外からの志願に対しては個別に対応するというようにする。

続いて3の一般選抜である。予定では3月3日に学力検査を行い、翌日に面接等を実施し、それから、追検査が必要になるような場合には3月8日に実施するというようにしている。その際に、(1)のように、感染状況により検査を学校会場で実施することが困難となった場合は、学校以外の公共施設で検査を実施することがある。また、(2)のように、受検生の状況により追検査の受検も困難と判断される状況が生じた場合には、3月3日にその対応を決定する。受検生に不利益が生じないように、この際に対応を検討することになっている。

———原案のとおり了承

○野津子ども安全支援室長 資料6の1ページを御覧いただきたい。毎年、文部科学省で行う児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査に合わせ、島根県の状況を報告するものである。

暴力行為の発生件数は、国公立の小・中・高等学校合計で591件であった。各学校において子どもたちの居場所づくりや絆づくりのための取組、所属感や自己有用感を高める取組が推進されてきたことにより、徐々に暴力行為の発生が減少してきたと考えている。1,000人当たりの発生件数で全国と比較すると、まだ高い状態であるが、現在の学校が荒れているという状況にはないと認識している。学校が細かく子どもたちの様子を見て、その都度指導を行っている状況である。引き続き、ひとつひとつ丁寧に対応をしていくことが大切であると感じている。

6の2ページを御覧いただきたい。いじめの認知件数が、国公立の小・中・高等学校、特別支援学校の合計で2,305件であった。いじめ防止対策推進法の周知が進み、各学校において組織的な対応が浸透し、未然防止の取組が図られていると認識している。いじめの状況は、令和2年度末で解消しているものが全体の73.9%であった。いじめの内容としては、冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる、あるいは、軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、が主なものであった。また、県内での重大事態の発生が10件あった。教職員がいじめの早い段階から対応を行う上でも、いじめの積極的な認知が必要である。いじめを見逃さない・見過ごさない学校づくりをさらに進めていく。

6の3ページを御覧いただきたい。小・中学校長期欠席者のうち、不登校児童生徒の状況である。国公立学校において1,283人であった。不登校に至る要因はケースごとに個別的で、かつ、多様化、複合化している。本調査で報告されている不登校の要因で多かったものとして、小学校では、無気力、不安、親子の関わり方、生活リズムの乱れ、遊び・非行に関すること、中学校では、無気力、不安、いじめを除く友人関係をめぐる問題、生活リズムの乱れ、遊び・非行に関すること、が上がっている。長期欠席者は、病気、経済的理由、不登校、その他の4つに分類し、報告することになっている。本県では、病気と不登校と分類に困るような場合には、不登校として計上している。これは、安易に病気と判断して、学校が関わりを薄くすることがないようにし、学校が中心となって、関係機関につなぐことも含めて、支援を工夫しながら行うためである。不登校傾向を示す児童生徒には丁寧に対応することが、学校現場に定着していると考えられる。また、30日以上休

むと不登校と計上されるが、不登校児童生徒のうち、90日以上休む児童生徒の割合は、全国よりも低く抑えられているところにも本県の特徴がある。個々の不登校の要因は様々であり、具体的な支援にあたっては、一人ひとりの状況に応じて行う必要がある。関係者一体となった教育相談体制や支援体制の充実を図り、未然防止、早期対応、自立支援に一層努めていくことが大切であると考えている。

6の4ページを御覧いただきたい。高等学校長期欠席者のうち、不登校生徒数は、国公私立合計290人であった。学年別では、全日制の高校1年生が増えた。中学校から高校への環境の変化や、年度当初のコロナによる休校などが影響した可能性もあるのではないかと考えている。

6の5ページを御覧いただきたい。高等学校中途退学者の数が、国公私立合計159人であった。中学校と高等学校との連携が進み、中学校段階でのキャリア教育や、高等学校のオープンキャンパスなどの学校説明会等による高等学校入学に関する広報活動により、ミスマッチが少なくなっていることなどによるものと考えている。

○池田委員 小学校及び中学校における長期欠席の状況とか、高等学校の長期欠席者のうち不登校生徒の状況とかあるが、全国的に言われるヤングケアラーと呼ばれる方々、学校に行けない、自分自身の理由ではなく休まざるをえない児童生徒がいるかどうかというようなことについては、島根県の場合はいかがか。

○野津子ども安全支援室長 ヤングケアラーに限っていうと、教育委員会として実態調査等をしているというわけではないが、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用している中で、SSWの報告等を通じる形での把握ということはある。市町村及び県立学校から報告が上がってくる中で、ヤングケアラーに当たるであろうというようなケースの報告が、昨年度あった。

○池田委員 たとえば、そういう報告が上がってきた場合、福祉部局との連携などをされるのか。

○野津子ども安全支援室長 そのときのケースでは、SSWがケース会議に参加した。そのケース会議で、児童相談所やその保護者に関係する市の福祉部局の方も一緒になって話し合いをして、最終的にはその生徒の身内の方からの経済的な支援等につながり、生徒の学業復帰につながったというように報告されている。

○池田委員 6の3ページの下囲み、（5）学習支援、社会的自立への支援のところ、教育支援センター運営事業支援交付金というのはどういうものか。

○野津子ども安全支援室長 教育支援センターというものが10市町に12施設あるが、市町の教育委員会が、不登校のお子さんの自立支援のための施設として運営をしており、それに対して県が財政支援をしているというものである。

○野津教育長 10市町はどこになるか。

○野津子ども安全支援室長 安来市、松江市、出雲市、雲南市、大田市、江津市、浜田市、邑南町、益田市、隠岐の島町の10市町である。そのうち出雲市には3つの教育支援センターがあり、計12施設となる。

○池田委員 財政支援は人件費か。

○野津子ども安全支援室長 全部補助ではなく、一部補助にはなるが、市町によっては人件費であるとか、または教材、その他の施設管理といったものに充てている。

○池田委員 金額はどうか。

○野津子ども安全支援室長 総額で2,210万7千円となる。

○河上委員 依然として不登校児童生徒の数が増える現状で大変気になっており、各地でも年々課題となっているが、そういった母親の方と触れ合う機会があり、お話を伺うと、もうどこに救いを求めていいのかわからないと、いろいろな情報が欲しいが、どうやってそういった情報を入手したらいいのかわからないというような声をよく聞く。学校の方からでもいろいろな支援をいただいているという方もいらっしゃるが、わらをもすがる思いで、本当に辛く悩まれている方も多く、何かよい情報を調べようと、ネットなどでも調べられている方が多いので、県教育委員会のホームページなどでも、ぜひその対策や、ケア施設等の情報・連絡先等、新しい情報をできるだけ更新していただき、掲載していただくようよろしくお願いいたします。

○野津子ども安全支援室長 とても大切なことであると思う。しっかりと更新して最新の情報を伝えたいと思う。

○朋澤委員 今の情報が見れるようになると分かることかもしれないが、この間、新聞を見ていたら、広島県の方では、中学校で不登校の方々が通えるフリースクールではなく、普通の中学校の中で、保健室でもない別立ての学級を作られて、そこに自由に子どもたちが登校できるようなクラスを作っておられるとの記事があった。島根県の中で、保健室以外で、在籍している教室に登校しないで、別の空間に通えるような学校はあるか。

○野津子ども安全支援室長 学校によっては様々な工夫をしている。たとえば相談室というものがあり、そこに相談需要がないときには、そこを別室の登校場所としている学校も

ある。または、学習室というような名前にして、不登校傾向のある生徒が、集団とは別に学習できるような別室を用意しているというような学校もある。

○朋澤委員 ということは、やはり各学校でそれぞれ深刻な状況にあるということか。

○野津子ども安全支援室長 それぞれの学校によって様々である。ただ、現状を聞くと、不登校等の問題については、やはりそれを課題と受けとめているという学校が多いというのが現状である。たとえば、県が実施している子どもと親の相談員といった方を別室で担当者として位置付けて、子どもの学習支援に当たるとか、また、市町村によっては、市町村独自に、そういう別室の子どもに対して、学習支援や悩み相談に対応できるような人的支援をしている市町村もある。こうした形で、不登校の対策に力を入れているという学校、市町村もある。

○朋澤委員 不登校に関しては、登校できるようになるのが最終目的でないというような話もあったりする。こうなると、いろんな機関とつながりながら家庭を支援するということが必要になってくると思う。引き続き学校の方とも協働していただいて、そうした不登校の子がおられる家庭は大変だと思うので、これからも支援をお願いします。

○大野学校企画課長 先ほど野津室長が申し上げたことの補足になるが、6の3ページの下の部分(2)の一番下のポツに「学びいきいきサポートティーチャー」というのがある。これがまさに先ほどの朋澤委員の指摘に対応するものであり、中学校に非常勤講師を配置して、学校には来られるが教室に入れられないという生徒のために、別室で自学教室という形で教室を開設して、そこで非常勤講師に個別指導してもらおうということも行っている。こういった形で、県教委としても、なるべく不登校から登校に導けるようにという観点での支援を行っている。

———原案のとおり了承

報告第51号 特別支援学校視覚障がい教育・聴覚障がい教育専任教員の認定及び配置について（特別支援教育課）

○妹尾特別支援教育課長 7ページを御覧いただきたい。1の趣旨だが、視覚障がい及び聴覚障がいについては、当該障がい種の免許状を保有する教員に限られており、専門性の維持・向上を計画的に進める必要があることから、視覚障がい及び聴覚障がいそれぞれの専門性を有する教員を、視覚障がい教育・聴覚障がい教育専任教員に認定し、盲学校、松江ろう学校、浜田ろう学校に、各1名ないし2名を配置することとした。

2の専任教員の認定については、中堅教諭等資質向上研修修了者、つまり、採用11年目以降の特別支援学校の教諭で、盲学校・ろう学校において、通算3年以上の教育相談を経験し、専門性を高めるための国立特別支援教育総合研究所又はライトハウスでの研修を受講した者としている。ここに示している(1)から(4)の要件を満たし、当該特別支援学校長が推薦する教諭を専任教員として認定する。

3に専任教員の主な業務を示している。(1)であるが、所属校の教職員の専門性の維持・向上を図るための指導、助言、人材育成など校内でのOJT。それから(2)が幼児児童生徒への専門的な指導、支援。(3)が就学前の医療・福祉・保健等の関係機関と連携した教育相談の実施などである。今後の予定としては、令和4年度より順次配置することとしている。この制度により、盲学校・ろう学校の専門性の維持・継承が図られるだけでなく、さらにセンター的機能の一層の充実にも貢献できるものと考えている。

○原田委員 盲教育と聴覚障がい教育の専任教員というのは、現場では非常に願っていたと思う。本当にこの免許を取れる大学が限られているので、他の特別支援学校に比べて圧倒的に少ない状況の中で、先生たちが頑張っている。そうした中で、特別支援の教育が始まってから、小学校・中学校・高等学校等で、特に目とか耳に関する障がい配慮を要する子どもが多くなっている。そこで盲・ろうの先生たちが専門性を生かしながら外に向かい、その子どもたちや教員の指導に当たる。これはニーズがあるので、とても大事なことである。その一方で、特に盲・ろうに関しては、校内の先生方が育つという部分への目が向いていなかったと私は思っている。だから、今度そこにメスを入れて、専任教員としての認定をすることは、その盲・ろうの先生方の技量アップというか、専門性を上げることにつながる。そのための核となる人が、指導主事ではなく、校内にいる体制というのは、大歓迎だと私は思う。ただ、誰を認定するかというところが問題で、そのときに県の人事異動ルールはどのように活用されるのだろうか。現状としては、盲・ろう学校にいる先生方は、その学校に長くいらっしゃる方が多い。まだ異動ルールの解消をしていない方がいる場合、たとえばある先生が専任教員になってから1、2年で異動しなければならない、というようなルールでは意味がない。そこで、まず該当する方を選任するにあたり、人事異動に係るルールの解消への配慮とか、特例のようなものを考えているのかどうかという点をお尋ねしたい。それから、当該特別支援学校長の推薦、つまり盲・ろう学校の校長の推薦ということだが、確かに盲・ろう学校に今実際おられる先生もいるが、人事異動で他の障がい種別の学校にいる先生もおられる。そういった方であって、選任の要

件を満たし、かつ、異動対象であるような方は対象にならないのか。他の学校の校長先生が、この方は素晴らしいからと推薦し、盲・ろう学校に専任教員として異動するということもあっていいと思うが、今のルールでは、推薦できるのが盲・ろう学校の校長3人に限られるのはいかななものか、というのが2点目である。そして3点目、中堅教諭の研修を修了した者というのが要件であることから、現役の中堅の先生方が対象だとは思う。その中堅の先生方も素晴らしいし、育てなければならないが、再任用とか、退職間近の先生とか、あるいはそういう専門性を持った校長先生あたりが、そういう技量を持った教員として対象になるのではないか。変な話、校長自ら自分を推薦するというような専門性がある方もいらっしゃると思う。そういったところはどうのように考えられるか。そしてもう1点、最後だが、その専任教諭は授業を持つのか。授業を持たずに、校内の授業をみたり、先生方の指導に行くのなら持ってこいであるが、そうなったときに定数はどうなるか。今の定数の中でそれをやるのは大変だと思うので、定数を増やしてでもやるというつもりなのか。それとも授業を持ちながらやるということなのか。以上4点お尋ねする。

○妹尾特別支援教育課長 いくつか御質問をいただいた。誰をその専任教員とするのかということについては、それぞれの学校の校長と情報交換をしてということになる。2番目の質問の中に盲学校・ろう学校以外の他障がい種の学校にいる教員は候補者にならないのかという話があったが、そういった教員がいた場合にも、盲学校・ろう学校の校長と、その当該学校の校長とが、校長会等で情報共有、その他いろいろな相談等も行っているので、そこで情報を得た上で、盲・ろう学校の方から推薦ということになる。それから異動ルールでの扱いについてである。専門性を持った教員ができるだけ盲学校・ろう学校で、ある程度長い期間、そこで専門性を発揮していただきたいということで、学校企画課と協議をして、異動ルールでは最長で1校8年勤務できるが、それを最長12年まで延ばすといった特例を作っている。それからもうひとつ、異動ルールの解消について、特別支援学校の教員は合計3回、へき地あるいは東西交流の学校に勤務しないといけないということになっているが、認定要件として、そのうち1回は解消している方を対象とすることとしている。それから、認定されてから8年間、専任教員として勤めていただいた方は、今のルールの1カウントを認めるというような、そういう特例を考えている。そういった形で、長く盲学校・ろう学校に勤めていただいた後の異動ルール解消に影響が出ないように、という配慮は考えているところである。それから対象が、中堅教諭等資質向上研修修了者を対象とするということで、中堅の教諭を想定しており、もっとベテランの退職間際や再任用の方

はどうかということだが、やはり、この専任教員の大きな目的というのが、専門知識を持った教員の計画的な育成ということであり、できるだけ若い人を育てたいというのがひとつのねらいとしてある。ただ、そういった中でも、非常に高い専門性を持ったベテランの方というのは、なんらかの形で生かしていけたらとは思っているので、いただいた御意見はまた今後の参考にさせていただければと思う。それから、授業を持つのかどうかということであるが、想定しているのは、主に教育相談を学校で担当しているコーディネーターがおそらく対象になるであろうということで、コーディネーターの場合、授業は持つても数時間というところで、教育相談対応等が中心になってきていると思う。定数の加配というところまでは考えておらず、定数内というところで計画している。

○原田委員 もう1点気になることがあって、盲学校では理療科の先生方がいらっしゃる。目が不自由で、あんま、はり、きゅうを指導される先生が、国家試験のために一生懸命指導されている。幸い島根県は、生徒も頑張り、理療科の先生方も努力されて、国家試験の合格率が全国的にも高いという実績がある。ただ、理療科の先生は、盲学校以外にお勤めができない状況である。では研修がどれだけ充実しているかということ、なかなか異動が困難であったり、盲の方同士の交流がどれほどあるのかわからないが、一般の教員に比べれば非常に限られた研修だと思う。途中で障がいを持って盲になられた方は、やはり、あんま、はり、きゅうの免許を取って、自立していくのも大事なことで、そのためのアプローチは必要であるが、理療科の教員のレベルアップということも、ある意味で今回の専任教員の資質向上につながるのではないかと思う。教育相談をやっている先生は、理療科の先生方へのアプローチはなかなか難しいのではないかと思って、今後取組を進めていく中で、理療科の先生方の研修とか、自分たちが専任教員と同じようなレベルで盲学校を盛り上げていく、盲教育をやっていくような体制づくりをもっと考えていただけたらありがたいと思うのが1点である。もう1点は、盲・ろうの免許を持っていながら、盲学校・ろう学校に勤務をしていない先生がいるという事実もある。それは本人の考え方やいろんな人生設計の中でのことかもしれないが、やはり盲・ろうの免許を持っている方は、大学で勉強して専門性を持っており、それを生かすためには、人事異動の際によくよく校長先生にもお話しいただいて、やはり免許を生かす、専門性を生かすというような人事異動を、特に盲・ろうの免許を持った方には後押しをしていただけたら、今回の専任教員の意味合いがさらにアップするのではないかと思うので、よろしく願います。

○妹尾特別支援教育課長 1点目、理療科の先生方のレベルアップということであるが、

おっしゃるとおり、理療科というのは、専門性の高い、非常に特殊なところであり、理療科の先生のレベルアップも大変重要である。やはり理療科の中での専門技術、専門知識の継承というところに多くを頼っている部分があるかと思うが、そういった理療科の先生のレベルアップということも、また今後の特別支援教育の課題として考えていきたいと思っている。それから、2点目の盲・ろう学校の免許を持ちながら、盲・ろう学校以外に勤務しておられる先生方が多数おられるということであるが、御指摘のとおりであり、特別支援学校の教員というのは、特定の障がい種の高い専門性が求められることと、その一方で、最近の障がいの多様化等もあり、様々な障がい種に対応するといった専門性、そういう相反するものも求められているところがある。そうすると、やはりいろいろな校種を経験するというのも、特別支援学校の教員には求められてきて、それは盲学校・ろう学校の教員も同じである。そういうわけで、様々な学校を経験するという点については、それはまたひとつ大きな意味はあるが、ただ、最初に言ったように免許の保有者が限られているということで、特に盲学校・ろう学校はそういった異動の影響が大きいということがある。先ほど御指摘いただいたように、盲学校・ろう学校の専門性の継承という点をよく吟味して、今後の異動等については考えていくべきであると思っている。

———原案のとおり了承

報告第52号 令和3年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○舟木保健体育課長 8ページを御覧いただきたい。この表彰は、学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し、多大な成果をあげた個人や学校等を文部科学大臣が表彰するもので、今年度は島根県から3名の方が学校保健表彰を受賞された。

3の被表彰者だが、1人目は出雲市の朝山裕さん。昭和63年から現在まで33年間、出雲市内の小学校の学校医として、特に家庭での食生活や生活習慣病の予防について指導してこられた。2人目は大田市の泉成夫さん。昭和57年から現在まで39年間、大田市内の小・中学校等の学校歯科医として、食習慣や栄養バランスの重要性について指導してこられた。3人目は浜田市の俵治雄さん。昭和57年から現在まで39年間、浜田市内の小・中・高等学校の学校薬剤師を務められ、定期検査などの学校における環境衛生の維持管理、子どもたちの健康管理について、指導助言に努めてこられた。なお、今年度は学校安全表彰の該当はなかった。また、2に記載のとおり、例年、全国学校保健・安全研究大会において表彰式が行われていたが、今年度はコロナの影響で中止となったので、各推薦団体を通

じて表彰状を御本人あてにお送りしている。

○林委員 学校保健の方は毎年こうやって表彰されているが、下の※のところにあるように、学校安全表彰及び学校安全ボランティア活動奨励賞が今年度もないということで、これはほぼ6、7年出てないと思う。安全推進に対しても学校や地域でおそらく取り組んでいるところがかなりたくさんある中で、なぜ推薦が上がってこないのか、もう少し考えてみた方がいいのではないかと思うがいかがか。

○舟木保健体育課長 昨年度も同様の御指摘をいただいて、推薦の依頼先についてもいろいろ広げてきたところである。ただ、文部科学大臣の表彰の基準として、活動を概ね20年以上行っている団体であるとか、そういった条件をみた上で、推薦をいただくわけであるが、なかなか条件というか、基準に合わないという判断があって、推薦もないのかと思う。今、委員からお話しされたとおり、学校安全については、平成23年の出雲市立高松小学校以降、表彰の実績がない。安全ボランティアについても、平成26年の雲南市の子どもを事件から守る会という団体以降、表彰の実績がないという状況である。基準を変えることはなかなか難しいので、やはりこちらについてはもう少し掘り起こしが必要かと思う。関係課や団体の方に推薦の依頼をしているが、実際にどういった形でこうした推薦の作業とか、掘り起こしをされているか、いろいろ聞いたり研究をしていきたいと思う。

○林委員 確かに島根県だけではなく全国を見ても、この学校医や薬剤師の方は全国どこも表彰されているが、安全表彰やボランティア活動というのは、20とか30ぐらいの件数しかないのが実状であるのはわかっている。先ほどおっしゃった掘り起こしの方をまたやっていただいて、ぜひとも各地域、各学校でやっておられることが、いい形で表彰されるとよいと思っているので、よろしく願います。

———原案のとおり了承

報告第53号 令和3年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について（文化財課）

○中島文化財課長 9ページを御覧いただきたい。この表彰は、各地域において、芸術文化の振興や文化財の保護など、地域文化の振興に功績のあった個人や団体の功績を讃え、文部科学大臣が表彰するものである。

令和3年度の被表彰者については、2にあるとおり、浜田市文化財審議会委員長などを永年にわたり務められ、地域の文化振興に貢献された隅田正三様が選ばれた。なお、3にあるとおり、11月1日に京都市で開催された表彰式には隅田様も御出席され、表彰

を受けられた。

———原案のとおり了承

野津教育長 非公開宣言

—非公開—

議決第19号 令和4年秋の叙勲候補者の推薦について（総務課）

———原案のとおり議決

議決第20号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———原案のとおり議決

承認第7号 県立学校教育職員（管理職）の人事異動について（学校企画課）

———原案のとおり承認

承認第8号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）

———原案のとおり承認

報告第54号 令和3年度教育者表彰（文部科学大臣表彰）について（総務課）

○小畑総務課長 14ページをお願いする。教育者表彰は、学校教育の振興に関し、特に功績顕著な教育者を文部科学大臣が表彰する制度である。表彰対象者は、国公立及び私立の学校（大学及び高等専門学校は除く）の現職の校長、園長及び教員となる。このたび、10月であるが、国から本県の表彰者の決定の連絡があったので報告するものである。決定があった方は3名であり、資料のとおり、1人目が松江市立第一中学校の門脇岳彦校長、2人目が県立松江北高等学校の常松徹校長、3人目が出雲市立中部小学校の高橋均校長である。門脇岳彦校長は、技術科教育等の研究における功績のほか、校長として、保護者、地域及び関係諸機関との連携を重視し、信頼される学校づくりをベースに、学校の課題解決に卓越した手段を発揮していることなどが評価された。常松徹校長は、教育指導課長在

任中の実績のほか、校長として世界で活躍できる未来のつくり手の育成を目指し、海外研修の実施、推薦入試の導入やICTを活用した教育の実践に精力的に取り組んでいることなどが評価された。高橋均校長は、校長として、子どもを中心に、保護者、地域及び教職員の四者が力を合わせて教育活動を進め、開かれた学校経営に努められていることや、外国にルーツがある児童の教育に力を入れておられることが評価された。なお、表彰式及び拝謁は現時点では未定となっている。また、現時点で報道解禁日が確定していないので、部外秘での取扱いをお願いします。

———原案のとおり了承

報告第55号 令和3年度11月補正予算案の概要について（総務課）

○小畑総務課長 15の1ページをお願いします。この補正予算案は、11月19日の県議会運営委員会終了後、報道解禁となるもので、議案としては、現時点では、上程される予定であるものとなる。

令和3年度島根県一般会計補正予算（第9号）の1. 補正予算の概要について、表の最下段の合計の欄のとおり、補正前の額840億200万円余を、補正額3億5,500万円余の増額により、補正後の額843億5,700万円余とするものである。

15の2ページから15の3ページにかけて、2. 課別事業別一覧となっている。補正の内容について、概要欄に簡単に書いているが、その内容は大きく3つに分かれる。1点目は新型コロナウイルス感染症対策、2点目は7月及び8月の大雨災害の関係、3点目はいわゆる通常分となる。

事業ごとのもう少し詳しい内容について、15の4ページからの補正項目で御説明する。まず（1）新型コロナウイルス感染症対策の関係である。1番目はこれまでも継続して取り組んできている、県立学校施設の換気対策、密回避対策、衛生対策について、各学校現場からの要望等に基づき、さらなる感染症対策を実施するもので、2億8,500万円余の増額となる。2番目は特別支援学校において、新型コロナウイルス感染症に係る感染リスクの回避などにより、職場実習受け入れ先での実習が不足している状況がある。この代替策として、校内での職業体験や就職に向けた知識・技能の習得を可能とする備品等を整備するもので、1,200万円余の増額となる。3番目は新型コロナウイルス感染症の影響により、県立高校生の在宅時間が今後も増えることが想定される中、その在宅時間を学習や読書などに活用してもらえよう、県立高校の図書を充実するもので、その図書の購入費として

3,000万円余の増額となる。4番目は青少年の家や少年自然の家において、新型コロナウイルス感染症の影響から新しい生活様式や感染症対策に対応した自然体験活動の実現に向けて、ソロキャンプなどの小グループでの体験ができるよう、また、そうした活動を出前という形で各小・中学校等に提供できるように備品等を整備するもので、900万円余の増額となる。5番目は先ほど説明した3番目の項目（図書購入費）と考え方は同じであるが、県民が新型コロナウイルス感染症の影響により在宅時間が増えていることへの対応として、県立図書館の蔵書の充実や、県内各保育所等での絵本などの読み聞かせ用図書の充実に向けた図書の購入費として、1,700万円余の増額となる。6番目は少年自然の家において、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的に、利用者の3密回避を図れるよう、冒険の森にある遊具の一部更新や修繕を行うもので、1,000万円余の増額となる。15の5ページをお願いします。7番目は今後（11月補正予算成立以降）の新型コロナウイルス感染症対策予算の財源を生み出すことを目的に、国の補助事業の内示、いわゆる国からの予算補助額の決定に応じて減額を行うものである。対象は2事業あり、スクール・サポート・スタッフなどを市町村に対して支援する地域人材を活用した指導力等向上事業で1億4,000万円余、放課後子ども教室などを市町村に対し支援する、学校・家庭・地域の連携協力推進事業で300万円余のそれぞれを減額するもので、合計で1億4,300万円余となっている。ここまでが新型コロナウイルス感染症対策の関係となる。次に、15の5ページ中段にある（2）7月及び8月の大雨・台風の復旧事業の関係についてである。1番目は県立学校の復旧事業について、7月の大雨で発生した出雲高校及び三刀屋高校の学校敷地内における法面の崩落による被害の範囲が、調査したところ当初想定したものより広がったことから、そのことへの対応として8,900万円余の増額となる。2番目は7月及び8月の大雨で被害を受けた国指定史跡等の文化財を復旧する市町村等を支援するものである。市町村の予算計上等の動きに呼応し、県が随伴して支援するもので、600万円余の増額である。以上が7月及び8月の大雨・台風の復旧事業の関係である。次に15の5ページ後段、いわゆる通常分にあたるが、（3）児童生徒の災害に係る災害共済事業の関係についてである。この災害共済事業の制度は、県立学校の管理下で発生する児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金等の給付）を、国、設置者、保護者の3者の負担による相互共済制度である。今回、令和3年度中に症状固定と診断された事案が例年よりも多く発生したことにより、災害見舞金の不足が見込まれることから、不足する災害給付額を3,600万円余増額するものである。

最後に、15の3ページにお戻りいただきたい。3. 繰越明許費についてである。今回の補正予算で、7月及び8月の大雨災害に係る災害復旧、県立学校施設や県立施設、市町村等文化財に関して、繰越を取らせていただいている。

○林委員 15の3ページ、社会教育課の少年自然の家の事業費だが、これの②の出前研修実施のための公用車というのは、これは特別な車か。

○野々内社会教育課長 特別な車というわけではなく、資材を運ぶための軽トラックを購入するものである。

○朋澤委員 15の4ページ、1の県立学校における感染防止のための環境整備の②に密回避対策の手洗い場の増設とあるが、島根県内の県立学校の手洗いの状況は、自動水栓と蛇口とどちらが多いか。

○森山教育施設課長 蛇口が多かったが、コロナの発生により、昨年度からこういった予算、コロナの交付金を使って自動水栓に切り換えてきている。学校の要望を踏まえて、昨年度から、あるいは本年度もやっているが、切り換えるところが多くなっている。ただ、使い勝手によっては、いっぺんに水を出さなければいけないような場所もあるので、そういったところは蛇口をわざと残すとか、ホースを繋がなければいけないところは蛇口を残すとか、そういった使い勝手も考えながら、学校の要望を踏まえて自動水栓に切り換えている。

○朋澤委員 自動水栓は意外と悩ましく、施設を設置する者としては、生活の中で蛇口をひねるという指先を使う動作がもうあまり残っていないので、衛生面と子どもの体の発達機能の面との兼ね合いが難しい。コロナ対策で自動水栓が衛生的ではあるが、子どもの成長発達を考えたときに、そうではないところもあるということは、どこかで学んでくれればいなと思っている。

○森山教育施設課長 補足すると、たとえば今年の4月に開校した松江市の玉湯学園は、小学校や児童クラブのところなどは、そういった教育的な視点から、わざと蛇口を残しているというようなことも聞いている。

———原案のとおり了承

報告第56号 令和3年人事委員会勧告及び報告の取扱いについて（総務課）

———原案のとおり了承

報告第57号 交通事故に係る損害賠償について（社会教育課）

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 16時20分